

## 平成 26 年第 3 回定例会 安全安心推進特別委員会

平成 26 年 12 月 19 日

赤井委員

先ほど質問されておりました振り込め詐欺について、検挙活動の推進状況の御報告もありましたし、さらに何点かの質疑もありました。もう少し内容について細かく聞いておきたい点がありますので、その辺について伺いたいと思います。

先ほど、昨年を上回るということで、この数値についての話がありました。確かに、平成 20 年をピークに平成 24 年、平成 25 年とずっと下がっていたのですが、平成 20 年から平成 25 年を比べますと認知件数等は減ってはいるのですが、それにしても、被害額とかは非常に増えている。それに比べて検挙件数は減っている。また、平成 24 年と比べますと、平成 25 年では認知件数も 3 倍、それから被害額も 3 倍、検挙件数については逆に減っている。それから、検挙人員についてはほとんど変わらないという、非常に厳しい状況だと思います。それから、さらに今年の 10 月末についての先ほど報告もありました。これも、去年の同じ時期に比べますと、全て、認知件数、検挙件数、それから検挙人員についても若干増えています。被害額は 3 割増しということで、非常に厳しい振り込め詐欺の現状があります。そういう意味で、再度振り込め詐欺の本年の状況、内容についても一回、例えば下の段にもありますけれども、種類によってもいろいろ違うというふうにも伺っているのですが、その辺の状況について、まず伺います。

刑事総務課長

先ほどもお話しいたしましたが、今年の 10 月末までの県内の振り込め詐欺の認知件数は、認知件数で 1,258 件、被害総額は約 37 億 800 万円となっております。これは、昨年同期比で認知件数で 286 件の増加、そして被害総額で約 6 億 3,300 万円の増加となっております。

なお、振り込め詐欺の認知状況を類型的に見ますと、類型は四つ分けております。一つがオレオレ詐欺。オレオレ詐欺で見ますと、認知件数は 827 件で、これは前年同期比プラス 19 件、被害総額は 24 億 9,500 万円で、前年同期比でマイナス約 7,800 万円となっております。それから、二つ目は架空請求詐欺で、これは認知件数が 106 件、昨年同期比でプラス 48 件、被害総額は約 8 億 2,900 万円で、これは昨年同期比でプラス 4 億 5,900 万円であります。それから、三つ目が還付金等詐欺、これが認知件数が 321 件で前年同期比でプラス 221 件、被害総額が約 3 億 6,300 万円で、前年同期比でプラス約 2 億 6,100 万円。それから、四つ目が融資保証金詐欺で、これは認知件数が 4 件、昨年同期比でマイナス 2 件、被害総額が約 2,000 万円、前年同期比でマイナス約 800 万円となっております。

赤井委員

その詐欺の種類の特徴という点ではどうですか。

刑事総務課長

種類の特徴で言いますと、今年は還付金等詐欺が非常に増えている状況がご

ございます。通常のオレオレ詐欺、発祥のオレオレ詐欺は減っておりますけれども、還付金が非常に増えているという状況であります。

赤井委員

平成20年から下がってきて平成25年、そして今年これだけ増えているという背景には何があるのでしょうか。

刑事総務課長

還付金等の詐欺につきましては、市町村の職員等を装って、医療費の還付がありますとか、税金の還付があります、今ならまだ間に合いますということで言葉巧みにATMに簡単に足を運ばせてしまう。オレオレ詐欺とかについては、銀行等の窓口でお金を下ろす、そこで阻止できるタイミングがあるということなのですが、どうしても高齢者に、税金が戻りますよ、それも安い金額で、1万幾ら、2万幾ら戻りますよという、すぐATMに誘導されてしまうというような状況がございまして、安易に簡単に金を引き出せるというような状況が現実としてあるのだというふうに感じております。

赤井委員

そういう点で、還付金詐欺が非常に、少額だけれども、すぐに詐欺として詐欺団にとってはやりやすいというような状況だと思うのですが、普通、還付金詐欺は、私たちは聞いていて大体分かりますが、還付金というぐらいだから、普通、こういう還付金がありますよと言われれば、払い込むということは考えられないのだけれども、それはどういう形で払い込んでしまうのか。5万円戻りますよ、3万円戻りますよという、戻るといってもかかわらず払い込むということ自体がこちらでは考えられないのです。還付金詐欺というのは増えているというのですが、具体的にどういうふうな手口なのでしょうか。

刑事総務課長

これは、銀行等で止められる可能性がありますので、コンビニのATMが一番多いのですけれども、コンビニのATMの前で携帯電話で相手と話をします。言われるとおり押すのですが、そこで通常、金額を押すところで、暗証番号を今から入れるので入れてくださいと、金額を押させられてしまうのです。今多いのが、50万円から100万円を一回で下ろせる機械がありますね。この限度額に、例えば、最初に498765と押してください、とか、やられてしまう。それを押して、どんな画面ですかと。はいとか何か出ていますと言うと、では、はいを押してくださいと。もうその段階で金額を押してしまっているのです。ですから、本人は何も、暗証番号だと思って大体押すのが現実的です。分からない人は言われるままにやっています。

生活安全総務課長

これは被害者に直接と聞いたのですけれども、今、刑事総務課長が言ったとおり、そういった暗証番号を入れてくださいと。99999と言われるままに暗証番号を押した後に、それでは、これを振り込みますので、振り込みというボタンを押してくださいと。そこで、振り込みのボタンを押させている、こんな状況でございます。

赤井委員

ということは、やはりATMの内容を見ているわけではなくて、簡単に言う

と、電話を聞きながら、そのまま、ただ言われたままに押している、こういうことなわけですね。そういう点では、確かに銀行の大きな支店だと女性行員か何かのいたり、あるいは保安員がいて、すぐにこれはおかしいなということで気が付いてあげるかもしれないのですけれども、普通、小さい銀行だとか信用金庫などだったら、ほとんどそういう点がありませんから、自分で携帯電話を持っていて言われたままやってしまう、こういうようなことだと思うのですが、こういうことに対しての対応というのはどういうふうにしようと思っているのですか。

生活安全総務課長

こういった手口が昨年10月までは非常に神奈川県内は少なかったのですけれども、10月以降、非常にこの還付数が増えてきてまして、いろいろ分析をいたしましたところ、無人のATM、それから先ほど出ましたとおりコンビニエンスストアのATM、ここでの振り込みが多いものですから、コンビニ業界等に対しまして、実際の手口の分かるようなポスターをコンビニのATMに貼ってもらいまして、それからコンビニの店員さんにも、携帯電話で話をしながら操作している高齢者には必ず声を掛けてくださいと。こういった注意喚起を徹底しまして、おかげさまで、ようやく今年の9月、10月以降、今まで30件から40件ぐらいあったものが1桁台になってきたということで、今ようやく恐らく浸透してきたのかなと。それから、コンビニの店員さんだけではなくて周りのお客さんも、そういった電話をしている高齢者には声を掛けて阻止していただいたという件数も結構上がってきております。

赤井委員

コンビニ等は人がいるからいいのですが、無人のATM等、そのポスター等も多分見ないと思うのですよね。そういう意味で、こういう問題について非常に大変だと思うのですが、そういう意味で、今回振り込め詐欺抑止対策の推進ということで、1ページに詐欺等被害防止コールセンターによる注意喚起というのが出ていますが、このコールセンターはどのような内容で、今の現状、どのような結果が出ているのでしょうか。

生活安全総務課長

振り込め詐欺等被害防止コールセンターにつきましては、平成22年10月より国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、こういった被害防止を目的として、県民や金融機関の方に注意喚起を行う業務を民間企業に委託して行っているものでございます。

このコールセンターの業務としましては三つございまして、地域架電、警戒警報、警告電話がございまして、地域架電というのは、ハローページ等を使いまして、記載されているお宅に電話をして、今こういった手口がはやっています、こういうことを言われます、といった注意喚起を行っています。警戒警報というのは、前兆電話という振り込め詐欺の犯人がそれぞれの地域にだましの電話を入れるのですけれども、そのだましの電話に気が付いた方が警察本部等に連絡を入れてくれます。そういった地域に事前にコールセンターの方に、今、例えば中区の海岸通り地域に前兆電話が入っていますということを言いますと、その中区の海岸通り周辺の登録されている方々のところにすぐに電話を入れて

もらえる、といった業務でございます。それから、警告電話とは、犯人側が使っている電話は非通知で送ってくる場合もあるのですが、中にはこういった番号でかかってきましたというのを教えてくれる被害者の方もいますので、そういった犯人の使っている電話の方にコールセンター側から架電をしまして、その電話を使わせないようにする、こういった業務をしております。

今年ですけれども、7月1日から100人体制でコールセンターを国の基金で開設させていただきました。10月末現在ですけれども、総コール数につきましては、約132万コールをしていただきまして、現在この7月から始めた今までの数では、コールセンターの電話によって被害が防げましたといったお答えが99件ございます。この99件でございますけれども、今まで11月末までは232件、これまでコールセンター、去年もやっていたので、そういった注意喚起を受けていましたので、今かかってきたのは詐欺の電話でしたという連絡をくれた方は232件おりまして、1件の被害を平均しますと今年は297万円になりますので、この297万円と232件を掛けた約6億8,000万円が防げたという試算をしております。

赤井委員

100人体制でのコールセンター、これは非常にすごいなと思います。

さらには、高齢者世帯に対する戸別訪問の強化という点がありますけれども、高齢者世帯、それこそ4人に1人が高齢者ですから、大変な数になると思うのですが、これはどの程度の人数で、どういう体制でやって、また、この成果というか、効果はどうでしょうか。

生活安全総務課長

高齢者世帯の把握というものは今年の8月から開始をいたしまして、これは自治体等の数年前の統計ですけれども、今、神奈川県内は約240万人の高齢者の方がおられるということで、この高齢者の方々をまず住民基本台帳等を使いまして正確な把握をして、それから戸別に回ろうということ始めております。今現在、県下54署で把握している高齢者の世帯が120万世帯まで、約半分ぐらいまでは把握ができております。現在、それぞれ把握をしながら戸別訪問しておりますけれども、今のところ、立ち寄りできた数については約10万人、このような形になっております。

赤井委員

効果については今なかったようですが、いずれにしろ、こういうことで警察の方は様々な形でやっているようではございますけれども、神奈川県としても県警で作っている、息子はサギ！？とかというポスターがありますけれども、今の話からいくと、息子だけではなくて、いろいろな形での詐欺という形が出てくると思うのです。そういう点で、安全防災局としてもいろいろな取組を行っていると思いますが、実際にどのような状況でしょうか。

くらし安全交通課長

振り込め詐欺の被害防止につきましては、安全・安心まちづくりの推進母体であります神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、県内各地域での防犯キャンペーンを行うなど、県民、特に高齢者への啓発活動に取り組んでおります。また、くらし安全指導員が自治会、老人会等に出向きま

して、振り込め詐欺の被害に遭わない方策、寸劇などの手法を用いまして説明するなど、防犯教室を行っております。さらに、10月には神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例に基づきまして知事が犯罪防止特別宣言を行い、県民の皆様へより強いアピールを行うなど、振り込め詐欺防止の一層の強化を図っております。

こうした啓発活動に加えまして、県ではソフトバンクテレコム(株)など3社の協力を得まして、振り込め詐欺防止に有効な迷惑電話チェッカーという機器を県民の皆様は無償貸与する事業にも取り組んでおります。

赤井委員

先ほど警察の方からも話があった、電話番号が出てくるという場合もあるし、電話番号が出てこないという場合もあるのですが、今、ソフトバンクテレコム(株)から迷惑電話チェッカーですか、今年の春ぐらいから始めたということですが、この内容とか、それから、それによって期待される効果についてお聞きします。

くらし安全交通課長

まず、迷惑電話チェッカーですが、県民が振り込め詐欺の犯人からの電話に出ないように、家庭電話器に接続して、犯人が使用している電話番号から着信がありますと、自動的に赤のランプが点灯します。また、迷惑電話がかかってくると、自動的に赤のランプが点滅します。その他、着信を許可している電話にありましては、かかってくると、緑色のランプと着信音が鳴る、こうした仕組みになっております。現在、県が行っている無償貸与事業は、最大5,000台の迷惑電話チェッカーを平成28年11月までの2年間、県民の皆様は無償貸与するもので、振り込め詐欺の防止の効果が期待できるものでございます。また、この防止の効果を検証するために、市町村の協力を頂きまして、モデル事業として実施をしております。

次に、事業の進捗状況ですが、11月末現在、横浜市をはじめ、7市1町で参加いただいております。配布予定台数は合計で3,300台となっております。また、このモデル事業への参加につきましては、今年度末までとなっておりますので、県内では引き続き一台でも多くの機器が県民の皆様へ渡るよう、市町村と事業者と連携をしまいたいと思います。

次に、この無償貸与事業を行うことにより期待される効果につきましては、本県と同様のモデル事業を平成25年7月から1年間、東京都の西東京市が行いました。その際の利用者へのアンケートでは、約7割の利用者が以前と比べて迷惑電話がかかってこなくなったと感じております。また、ほとんどの利用者が機器を使い始めてから電話に出るときの意識が変わりましたというような回答を得ております。本県でも迷惑電話チェッカーを設置することにより、電話に出ることや振り込め詐欺などの犯罪に対する注意が高まることを期待しております。

赤井委員

安全防災局もそういう様々な民間からの無償貸与等を受けながら、振り込め詐欺被害についての防止をいろいろな形でやっているということがよく分かりました。とにかく県警の方もいろいろな形でやられているようですから、これ

から高齢者、先ほど申し上げましたように4分の1の方が高齢者です。これらの方々の振り込め詐欺防止について積極的に取り組んでいただきたいということを要望いたします。

次に、動物虐待ということで、平塚にあります動物保護センターで、たまたま先日、保護された犬がそこに入りをしている業者さんの従業員に殺されてしまったという事案がありました。判決も出たようでありますけれども、さらには栃木県でしたかどこかで、やはり犬が相当数廃棄をされてしまったというような事案もありました。そういう中で、動物の虐待という点が様々な犯罪になる、ゲートウェイというふうによく言われております。これまでも関西の方であった事案とか、いろいろなものを見てみますと、大体動物を事前に、猫を虐待して、あるいは動物を解剖してうんぬんだとか、それが最終的に殺人につながっていくとか、こういうような事案が結構多いわけですが、そういう意味で、動物の虐待ということについて県警としてどのような認識を持っているのか、まず伺いたいと思います。

生活経済課長

動物虐待にありましては、動物の生命を尊重あるいは人と動物の共生する社会の実現を目指す、これは動物の愛護及び管理に関する法律の目的として挙げられております。したがって、重要なことと認識しているところであります。また、今、委員から御指摘のありました様々な事件の入り口にもなる可能性があるということでございまして、動物虐待事案につきましては、警察として厳正に対処すべき事案であると認識しております。

赤井委員

厳正に対処する事案ということで、そういう点での動物虐待についての相談とかということで、当然、保健所だとか、いろいろなところに、例えば隣でもうも動物にえさを与えていないようだよだとか、いろいろな事案が出てくると思うのです。虐待ばかりではなくて、うるさいという点もあるかもしれないのですが、そういうような相談、例えば地元の交番から始まって、警察署あるいは県警110番等にあるのではないかなと思います。そういう相談を受ける体制、警察として動物の虐待等を受ける体制はどういうふうになっていますか。

生活経済課長

動物虐待を含め、警察に対する全ての相談は、県警本部では警察総合相談室、警察署では住民相談窓口が設置されて、基本的にはそちらの方で相談を受けて、担当する課、それは生活安全部門になりますが、そちらの方に引き継がれて、適切に対応しているところでございます。

赤井委員

今申し上げましたように保健辺りに来る相談が一番多いのかなと思うのですが、例えば保健所だとか、それから役所だとか、また警察の交番、それから通常の警察署などとの横の連携という、お互いの相談、やりとりというような点というのは、そういう場というのはあるのでしょうか。

生活経済課長

そういった関係機関等との連携による情報交換の枠組みといたしましては、動物愛護及び管理に関する法律に基づき、神奈川県が主催する神奈川県動物愛

護管理推進協議会という枠組みがございます。そちらに県警察の担当者が構成員として出席して、各関係行政機関等との情報交換を図っております。

赤井委員

昨年の秋に動物愛護の法律が改正されました。動物の愛護及び管理に関する法律、動物愛護法と言われているけれども、これが改正をされたということで、多くの動物を飼っているペット業者などに対しての責任、こういうような義務とかが非常に強化をされたわけですけれども、今回の平塚の動物保護センターでの事件を見ましても、犬猫という動物は物として扱われているようですが、そういう意味での動物の虐待をした場合の取締りの場合の法律の根拠というのは、こういうようなものは警察としてはどういう根拠でもってやっているのでしょうか。

生活経済課長

動物虐待事犯の取締りの法的根拠にありましては、動物の愛護及び管理に関する法律を一般的に適用しております。また、管理者や所有者がいる、いわゆる飼い犬等のペットにけがを負わせたような場合、このような場合には刑法の器物損壊罪を適用することもございます。

赤井委員

結局、器物損壊罪とか、器物という形になってしまうのですよね。そういう点で、こちら辺の考え方、これは法律ですから、私たちがいかんともしがたい点もあるのですが、その辺を、人と共生をする動物という意味では生命体ですので、器物という考え方自身はこれから変えていかなければいけないのかなと思います。と同時に、先ほど申し上げましたように栃木県で多くの、ああいう犬のペット業者が捨ててしまったというような状況がありましたけれども、神奈川県の中での最近の動物虐待事犯、例というのはどんな例があるのでしょうか。

生活経済課長

最近の検挙状況にありましては、本年に入って3件、3人の被疑者を動物愛護及び管理に関する法律違反で検挙しております。一例といたしましては、先ほど委員がおっしゃってございました平塚の神奈川県動物保護センターにおいて施設管理業者の従業員が保護されていた犬を撲殺したという事件がございました。

あとの2件でございますが、畑においてネズミの駆除を行うためにトラ挟みというわなの仕掛けを掛けておいたところ、猫がそこに引っ掛かってしまいまして、猫の左前足をえ死させてしまったという事件が一つです。もう一件は、無職の男性がえさ代を工面できなくなりまして、犬を衰弱させ、2匹の犬を路上に遺棄したという事件がございました。

赤井委員

事件という形で出たのは3件のようではございますけれども、動物の虐待あるいはまたそれに近い、動物のそういう問題で相談を神奈川県警として最近受け付けたのは、例えば今年になってからでも何件ぐらい把握していますか。

生活経済課長

相談につきましては、今年に入りまして10月末現在で13件受理しております。

## 赤井委員

特に、動物虐待等については、先ほど申し上げた新しい改正動物愛護法等、また、こういう様々な今の事案が出てきているということからいくと、どんどん動物虐待に対しての考え方が変わってくると思うのです。そういう意味で、捜査をする方々も新しい知識も必要になってくると思いますが、こういうようなことについて、例えば兵庫県ではアニマルポリス・ホットラインというものを設けています。これは全国で初めて、ホットラインということで、兵庫県警の中に、また兵庫県ともタイアップをしながら、動物虐待に対しての様々な、先ほど少し申し上げたような、隣の犬がうるさいよというものまで含めて、犬、猫等アニマルに対しての様々な問題を一元化する場所を設けたということで、兵庫県にアニマルポリス・ホットラインというのができたようであります。また、ヨーロッパでは繁殖業者の調査を動物専門の取締り機関が調べる仕組みとしてアニマルポリスというのがあるというふうにも伺っています。

そういう意味で、神奈川県でも、当然これからいろいろ変わってくるであろう動物愛護法、そしてまた様々な事案が出てくるというふうにも思いますので、こういうようなものを考えたときに、県内にも、今年になってから13件あったということを見ると、そういうアニマルポリス・ホットラインみたいな様々な、それに精通をした方が電話を受ける体制、こういうようなものを県と連携をしながらやっていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺について伺います。

## 生活経済課長

現在、県警察におきましては、先ほども申し上げましたとおり、各種相談を受け付ける警察相談窓口を設置しておりますので、そちらの方で動物虐待の事犯あるいはそれに近い相談につきまして受理しているところであります。そこで受けました相談について、担当する生活安全部門の方で適切に対応しているというところであります。今後とも相談窓口と担当部門がしっかりと連携して強力に対応していきたいと考えております。

## 赤井委員

県の方は、動物保護ですから、多分保健衛生の方が担当していると思います。当然、保健所等にもそういう相談も来るということで、兵庫県の場合は県と県警が連携をとりながら、ホットラインということで、3名体制ですでにその他の相談を受けている、その中に1本ホットラインを設けて、その3名の方で対応している。動物虐待等についても、動物愛護法について勉強して精通をして、その方々が受けているというふうにも伺っています。神奈川県でも、今年になって13件ほどある。これが犯罪にはつながっていないかもしれませんが、犯罪抑止という観点からいくなれば、今後、今すでに様々な相談を受ける窓口があるのであれば、そこにアニマルポリス・ホットライン的なものをこれから設置していただきたいなと。神奈川県ともよく連携をとりながら、そういうような方向を是非考えていただきたい。このことを要望いたしまして、私の質問を終わります。